

関係各位

府中町福祉保健部福祉課長

令和7年度障害者施設通所交通費助成について（通知）

平素より、障害者福祉行政にご理解・協力を賜り、お礼申し上げます。

表題の件について、府中町障害者施設通所交通費助成実施要綱では、助成金額は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、対象者が通所に当たり利用する交通機関等の1日あたりの所要額に、通所した日数を乗じて得た額と、対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額としています。

この度、パスピーサービスの廃止に伴い、モビリーデイズを使用する方、使用しない方の間で支給額に差が生じる可能性があることから、交通費の算定方法について以下のように統一しますのでお知らせします。

1. モビリーデイズ利用による定率割引(1割引)が適用される場合

- ・モビリーデイズの使用・不使用に関わらず、定率割引後の額を適用します。
- ・乗り継ぎ割引が適用される路線であれば、乗り継ぎ割引を適用します。
- ・有効期限内の障害者手帳（身体・療育・精神）を所持している場合は、障害者割引を適用します。

例) バス片道 240 円区間を利用して通所した場合

$240 \text{ 円} \times 0.9 = 216 \text{ 円} \Rightarrow 220 \text{ 円}$ （運賃額の端数は10円単位へ切り上げ）

【助成額】 440 円/日 ※障害者手帳を所持している場合更に半額

2. JR を利用する場合

- ・定期券の使用・不使用に関わらず、1か月の定期券代と1日あたりの所要額に通所日数を乗じて得た額の少ない方を適用します。

例) JR 片道 190 円区間を利用して通所した場合（1ヶ月定期 4,620 円区間）

月 10 日通所	月 23 日通所
$380 \times 10 = 3,800 \text{ 円} < \text{定期 } 4,620 \text{ 円}$	$380 \times 23 = 8,740 \text{ 円} > \text{定期 } 4,620 \text{ 円}$
【助成額】 3,800 円/月	【助成額】 4,620 円/月